ボリビア

主要データ

国名〔英名〕	ボリビア多民族国〔Plurinational State of Bolivia〕
面積(km^2)	1,098,581
海岸線延長(km)	0
人口（百万人）	10.6
人口密度（人/km^2）	9.7
GDP（十億 US$）	29.80
一人当り GDP（US$）	2,700.28
主要鉱産物：鉱石	亜鉛、鉛、銀、錫、タングステン、アンチモン
主要鉱産物：地金	錫
鉱業管轄官庁	鉱業冶金省（Ministerio de Mineria y Metalurgia）
鉱業関連政府機関	地質鉱山技術サービス局（SERGEOTECMIN）
鉱業法	鉱業冶金法（第 535 法、2014 年）
ロイヤルティ	第 3787 法、2007 年
外資法	投資法（第 1182 法、1990 年）
環境規制法　（環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等）	環境法（第 1333 法、1992 年）
鉱業公社	ボリビア鉱山公社（COMIBOL）
鉱業活動中の民間企業	住友商事、Glencore、Pan American Silver 社他
近年の鉱業関連問題　（資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等）	・鉱業税制強化、国の権益拡大、Vinto 錫製錬所や電力会社の国有化など、資源の国家管理を強化 ・新憲法では、鉱業権譲渡の禁止や、新規鉱区での民間企業活動の規制などを規定。また、従来の鉱業権の付与から国との鉱業契約に移行
2013 年のトピックス	・2013 年 4 月、ボリビア政府は、鉱業の違法操業に対する処罰を規定する法律を制定 ・2013 年 8 月、ボリビア政府は、鉱業活動が行われていない鉱区の接収を目的とした法律を制定 ・2009 年 2 月公布の新憲法に適合した新鉱業法の草案が策定され、その後、鉱業に関わる全てのセクターとの合意形成作業が行われていたが、2014 年 5 月末、鉱業を国家戦略の優先事項と位置づける新鉱業法が公布された

1. 鉱業一般概況

ボリビアは、これまで外資の注目度が低く、山岳地帯が多いことから、組織的な調査が十分行われてこなかったが、開発可能な未探鉱地域が数多く残されていると期待されている。また、ボリビア南部のウユニ塩湖に世界最大の埋蔵量を誇るといわれ、ハイブリッド車や電気自動車に搭載されているリチウムイオン電池の原料となるリチウム資源が、世界の注目を集めている。

ボリビアには、大きく分けて３つの鉱床地帯があり、1 つは同国西部のアンデス山脈造山帯で、ボリビア国土の 42%を占め、2,200 箇所の探査地区及び鉱山（銀、錫、タングステン、アンチモン、鉛、亜鉛、銅、ビスマス、金など）が存在する。2 つ目は、同国東部の先カンブリア紀の地質帯で、国土の

18%を占め、100 箇所の探査地区（金、白金、ニッケル、鉄など）が存在する。3 つ目は、国土の 40%を占め、同国中央部に分布するチャコ・ベニ平原で、金、錫、タングステンなどの鉱床の存在が期待されている。

ボリビアでは、1970 年代には錫、亜鉛、鉛、銀等の鉱産物の輸出額が全輸出額の 80%程度を占めていたが、1985 年に錫の国際価格が暴落した後は、国有鉱山の近代化の遅れ等もあり、鉱業は衰退傾向となった。

1990 年代に入り、国有鉱山の民営化、国有鉱区の開放、外資導入策の推進、新鉱業法の制定等に取り組み、探鉱・開発の積極化に努めてきたが、非鉄市況の低迷により鉱業活動は停滞した。2005 年 12 月に反米・民族主義を掲げるモラレス政権が発足し、2006 年 5 月には、石油・天然ガス資源の国有化を宣言、外国資本の生産設備と資源の国有会社への移管を迫るなど、外国企業を排除する動きが鮮明化した。このような資源ナショナリズムの動きは鉱業界へも波及し、2007 年 2 月には Vinto 錫製錬所を国有化するとともに、同年 5 月には、COMIBOL 強化に関する大統領令を公布し、過去に契約された鉱山所有権以外の全ての鉱山鉱区はボリビア国家の所有であり、これらの開発、生産、販売等の権利は全て COMIBOL に集中させるとすることなどが盛り込まれた。

更に、2009 年 2 月には新憲法が公布され、あらゆる形態の鉱物、炭化水素、水、空気、土壌などを天然資源と定義し、国家発展を目的とした戦略的・公共利益の性質を有するものと位置付けた。鉱物資源に関しては、国が鉱業・冶金政策を定め、鉱業を促進・管理する責任を負うとし、鉱業の全生産プロセス、鉱業権者の活動、鉱業契約及び既得鉱業権に対する管理・監査を実施すると規定された。また、鉱業権については、国家は該当法令に従い、全生産プロセスにおいて鉱業権を付与し、自然人或いは法人と鉱業契約を締結することができるとし、また、鉱業契約によって認可された鉱物採掘区域は第三者に譲渡不可能であり、担保権や相続も認められないと規定されている。

2012 年 6 月から 8 月にかけ、ボリビアでは探鉱・開発・生産の各段階にあるプロジェクトに関連した争議に端を発し、ボリビア政府の対応により、結果として外資が排除され、あるいは撤退を余儀なくされるという出来事があった。

・Colquiri 亜鉛・錫鉱山（La Paz 県）

鉱山の鉱区の一部で採掘を行っていた鉱山協同組合（Cooperativa）の労働者と鉱山労働者との対立が深まり、鉱山協同組合労働者による 2012 年 5 月末の鉱山占拠を発端に、ボリビア政府は翌 6 月 20 日、COMIBOL と操業者である Sinchi Wayra 社（Glencore 100%）のリース契約を解除し、同政府はこれを「国有化」と称した。

・El Mutun 鉄鉱山（Santa Cruz 県）

El Mutun 鉄鉱石選鉱プラントで必要な天然ガス供給量の保証を求め、また、ボリビア政府の用地買収完了までの間の投資凍結を打ち出した Jindal Steel & Power 社（インド）と、ボリビア政府の対立により、2012 年 7 月 16 日、同社は COMIBOL との JV から撤退することが決まった。

・Malku Khota 銀・インジウム探鉱プロジェクト（Potosi 県）

同プロジェクトによる水源への汚染の懸念と、探鉱が地域コミュニティとの事前協議無く開始されたとする住民と、探鉱を行う South American Silver 社（カナダ）及び賛成派住民との衝突を解決するため、2012 年 8 月、政府は同社の探鉱権を剥奪の上、SPC 等の名義の用地を接収した。

上記のように、ボリビアでは鉱業国有化が加速するかに見えたが、その後これまでのところ国有化の動きは特段見られず、主要金属鉱石生産量も亜鉛と鉛が 2011 年にはまだ及ばないものの、2012 年の生産量をわずかに上回り、それぞれ 407 千ｔ、82 千ｔが生産された。銀は 2011 年及び 2012 年の生産量を上回る 1,287ｔが生産された。

鉱業冶金省によると、2013 年のボリビアによる亜鉛、銀、錫等の鉱産物輸出高は、対前年比 40%増の 28 億 US$以上となった。

2. 鉱業政策の主な動き

(1) 鉱業の違法操業に対する処罰を規定する法律を制定

2013 年 4 月、ボリビア議会は、鉱業資産の不法占拠に対する刑罰を規定する法案を承認した。本法律により鉱物の違法採掘には 4 年から 8 年の禁固刑が適用される。さらに、違法鉱業活動に由来する鉱産物の購入や販売は 3 年から 6 年の禁固刑に、違法採掘の実施は 4 年から 8 年の禁固刑の対象となることが定められた。

(2) 鉱業活動が行われていない鉱区の接収を目的とした法律を制定

2013 年 6 月、ボリビア議会は、鉱区の管理及び監査を目的とした法案を承認した。これによりボリビア政府は、鉱業活動が行われていない鉱区を回復することができるようになる。本法律は「経済・社会的機能を果たしていない鉱区を政府が回復すること」を目的としたものとなっている。鉱区を接収された企業に対する補償は行われないほか、COMIBOL の鉱区は本法律の適用外となっている。また、違法鉱業や未認可の鉱業労働者には鉱区付与は行われない。

(3) 新鉱業法制定

2009 年 2 月に公布された新憲法の規定に適合した新鉱業法の制定に向けた作業の一環として、2010 年 5 月に鉱業に関わる様々な組織、団体を対象とした新鉱業法に関するセミナーが開催され、その中で出された意見などを勘案し、2010 年第 4 四半期には新鉱業法の草案が完成したと報じられた。

鉱業冶金省によると、新鉱業法では増税や JV 契約・鉱業契約、小規模あるいは協同組合鉱業に関する規定、鉱業全体における環境規則、鉱区や投資の範囲、また鉱物や金属鉱床の探査・開発、産業化、取引の範疇に関する定義等が規定され、鉱業を新たな社会主義憲法の定める方針に合致させるものであるとされた。また、国家が、鉱業によってもたらされる利益に対してより大きな割合で参加できるようにすることであり、鉱業活動による利益が大きくなるほど、国家が得られる利益の割合も大きくすることを目指しているとされている。

2011 年 1 月に、モラレス大統領が新鉱業法の草案については国会による審議・承認手続きの前に鉱業に関わる全てのセクターの合意が必要であるとの認識を示したため、その後草案に対する合意形成プロセスが開始された。しかしながら、7 万人の組合員を有し、大きな社会勢力であるボリビア鉱業協同組合（Fencomin）が鉱業権の維持と鉱業契約を拒否する立場を打ち出し、新鉱業法の草案に反対する姿勢を示したことなどから合意形成は遅々として進まなかった。

2013 年 3 月には新鉱業法がボリビア下院により承認されたが、新鉱業法が協同組合と民間企業との直接的な契約締結を禁じていることに対し、2014 年 4 月初旬には鉱業労働者らは国内の複数の道路を封鎖するなどの抗議行動を展開、警官隊との衝突の結果、死者 2 名、負傷者 38 名が発生する事態となった。

その後 2014 年 4 月中旬、ボリビア政府と鉱業協同組合の代表者らは、死者が発生するほどの抗議行動を招いた新鉱業法に関して合意を形成するための対話を開始し、鉱業協同組合の代表者側は、新鉱業法の内容を受け入れた。

2014 年 5 月、新鉱業法案は上院によって承認された後、再度下院で承認され、5 月 28 日にはガルシア大統領代行により新鉱業法が公布された。新鉱業法では鉱業・冶金業の産業化を国家的な戦略・優先事項に位置づけることを宣言し、鉱区付与制度を変更することを定めている。

新鉱業法では、

・全ての鉱業契約は、下院による承認を受けなければならない
・新たに鉱業権を監査する機関（AJAM と称する）を設置し、新機関が全ての鉱業権を監査し、新たな鉱業権の付与や変更、既存鉱業権の廃止に至るまでを管理する
・鉱業協同組合と民間企業が、直接契約することを禁止する
・水資源に関しては、人間の飲料水及び灌漑用水としての用途に、鉱業用よりも優先権を与える

・ボリビア鉱山公社（COMIBOL）を通じた官民連携による企業の設立を認める
等が新たに定められた。

3. 主要鉱産物の生産・輸入・消費・輸出動向

(1) 主要金属鉱石生産量

表 3-1. 金属鉱石生産量

鉱　種	2011 年	2012 年	2013 年	対前年増減比（%）	世界シェア（%）	ランク
亜鉛（千ｔ）	427.1	389.8	407.3	4.5	3.0	8
鉛（千ｔ）	100.1	81.1	82.1	1.2	1.5	9
銀（ｔ）	1,214.0	1,207.2	1,287.2	6.6	5.0	6
錫(千ｔ)	20.4	19.7	19.3	-2.0	5.9	4
タングステン(t)	1,418.0	1,573.0	1,580.0	0.4	1.6	5
アンチモン(t)	3,947.0	5,081.0	4,986.0	-1.9	3.3	3

(出典：銅: World Metal Statistics Yearbook 2014)

(2) 主要金属地金生産量

表 3-2. 金属地金生産量

鉱　種	2011 年	2012 年	2013 年	対前年増減比（%）	世界シェア（%）	ランク
錫(千ｔ)	14.5	14.3	14.9	4.2	4.2	6

(出典：World Metal Statistics Yearbook 2014)

(3) 主要金属消費量

データなし

(4) 主要金属輸出量

表 3-4. 金属精鉱及び地金輸出量

鉱　種	2011 年	2012 年	2013 年	対前年増減比（%）
亜鉛 鉱石(千 t)	452.0	408.0	419.0	2.7
鉛 鉱石(千 t)	111.0	94.0	96.0	2.1
錫 地金(t)	14.6	14.0	15.0	7.1

(出典：亜鉛・鉛:ILZSG Lead and Zinc Statistics May 2014、錫:World Metal Statistics Yearbook 2014)

(5) 主要金属輸入量

データなし

4. 鉱山・製錬所状況

表 4-1. 鉱山一覧

鉱山名	権益所有企業（権益：%）	鉱種	2013 年生産量	備考
San Cristobal	住友商事(100)	亜鉛(千 t) 鉛(千 t) 銀(t)	193.2 54.8 390.2	
Bolivar	Glencore (50) COMIBOL(50)	亜鉛(千 t) 鉛(千 t) 銀(t)	9.7 0.8 27.1	
Porco	Glencore (50) COMIBOL(50)	亜鉛(千 t) 鉛(千 t) 銀(t)	9.3 0.6 10.8	
Colquiri	COMIBOL(100)	亜鉛(千 t) 錫(千 t)	14.7 3.3	2012.6 に国有化
Poopo	Glencore (100)	亜鉛(千 t) 鉛(千 t) 銀(t)	2.7 0.06 6.9	
San Vicente	Pan American Silver 社 (95) Trafigura Beheer 社(5)	亜鉛(千 t) 銀(t) 銅(千 t)	6.9 132.4 0.89	
Huanuni	COMIBOL(100)	錫(千 t)	7,768	
Don Mario	Orvana Minerals 社(100)	金(t)	0.4	
San Bartolome	Coeur d'Alene Mines 社(100)	銀(t)	186.6	

（出典：鉱業冶金省等）

表 4-2. 製錬所一覧

製錬・精錬所名	権益所有企業（権益：%）	鉱種・形態	2013 年生産量（千ｔ）	備考
Vinto	Empresa Metalurgica Vinto COMIBOL (100)	錫	11.3	2007.2 に国有化。

（出典：鉱業冶金省）

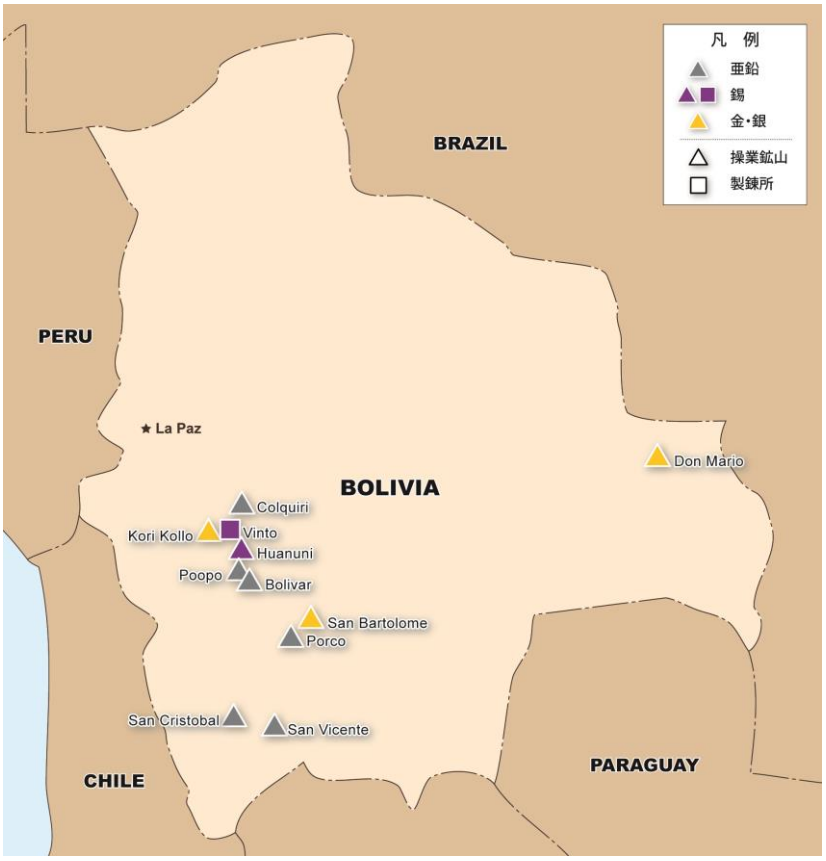

図 1. 主要鉱山、製錬所位置図

5. 探鉱状況等

(1) Colquiri 亜鉛・錫鉱山（Oruro 県）

・2013 年 9 月、Colquiri 鉱山公社労働組合の Estallani 代表は、新たな選鉱プラント及び精錬所を設置するための資金を申請した。これに対して Morales 大統領は同意し、Colquiri 鉱山公社の付加価値を高めることを決定している旨確約した。なお、COMIBOL は、2012 年 8 月に、以降 5 年間に Colquiri 亜鉛･錫鉱山開発に対して 69 百万 US$を投資する計画を鉱業冶金省に提出している。

(2) El Mutun 鉄プロジェクト（Santa Cruz 県）

・El Mutun 鉄鉱山プロジェクトは、ボリビア南東部サンタクルス県 German Bush 郡 Puerto Suarez 市から 27km、海抜 200～800m、ブラジルの Urucum 山塊と隣接する地域に位置する。面積は 65Km^2 で、鉄 400 億 t （品位 50%、マンガン 100 億 t が埋蔵されている世界で最も重要な鉄鉱床の一つである。

・2013 年 9 月、ボリビア政府は、新鉱業法が施行され次第、El Mutun 鉄鉱石プロジェクトの 50%の開発権を入札する計画である旨明らかにした。また、中国が同プロジェクトの実施に対して関心を示しており、落札する可能性があるとした。

(3) Malku Khota 銀・インジウムプロジェクト（Potosi 県）

・2013 年 6 月、地質鉱業管理局（SERGEOTECMIN）は、ボリビア鉱山公社（COMIBOL）が所有する Malku Khota 銀・インジウムプロジェクトにおいて、3.6 百万 Bolivares（512,012US$）のボーリング調査プログラムの実施を推奨した。

・SERGEOTECMIN は、プロジェクトの鉱脈系の中で 6 本のダイヤモンドボーリングを実施し、銀、金、

鉛、亜鉛、ビスマスその他鉱物を目的とする探鉱を実施するべきだとの考えを示している。Malku Khota プロジェクトの鉱床は、2 つのエリアに分けられ、中央エリアは長さ 1.5 km、幅 900m となっている。

(4) Don Mario 金鉱山（Santa Cruz 県）

・2013 年 4 月初旬、Orvana Minerals 社（加）が操業する Don Mario 金鉱山では、2002 年から 2012 年の期間について、労働組合員に対する賃金未払いが存在するという労組の主張でストライキが発生したが、労使交渉の結果、同月中旬にはストライキは終了した。

・2013 年 7 月、Don Mario 鉱山の上部鉱化帯（UMZ）における露天掘り操業が断続的に停止した。労働コストや原料コストの高騰を理由に、リーチング、浮遊選鉱、沈殿槽などのプラントが操業を停止した。Orvana Minerals 社は、この操業停止は、年間賃金の交渉の一環として労働組合が計画したものとしている。

・2013 年 12 月の Orvana Minerals 社の業績発表によると、Don Mario 鉱山上部鉱化帯 UMZ（Upper Mineral Zone）のトータルキャッシュコストは、銅 1.97US$/lb、金 740US$/Oz、銀 13.17US$/Oz だった。なお前年度は、それぞれ 1.92 US$/lb、969 US$/Oz、18.69US$/Oz であった。また、トータルコストは銅 2.17US$/lb、金 823US$/Oz、銀 14.49US$/Oz であった。

(5) Himalaya 錫・タングステンプロジェクト（La Paz 県）

・Minera Himalaya 社（ボリビア）は、2008 年の地元住民による Himalaya プロジェクトの占拠問題が発生したことから、この問題に決着をつけるとして、COMIBOL と 2009 年に JV 企業を設立しており、その時点で Minera Himalaya 社は既に 9 百万 US$を投資していた。

・2013 年 6 月、Minera Himalaya 社によれば、COMIBOL は、Minera Himalaya 社の参加を受け入れず、COMIBOL 単独で Himalaya プロジェクトの開発を行う方針があるとの通告を行ったとし、COMIBOL がこのような通告を行うことは、米州人権条約や投資法に違反するほか、Himalaya プロジェクトに関する両社の合意条件の不履行に相当するものだと主張した。

(6) San Vicente 銀・亜鉛鉱山（Potosi 県）

・2014 年 5 月、Pan American Silver 社（加）は、ボリビアは大きな探鉱ポテンシャルのある国であり、銀品位 420～500g/t の San Vicente 鉱山の拡張に着眼しているとし、同社が保有するメキシコの Zacatecas 州の La Colorada 金・銀鉱山拡張プロジェクト完了後、ボリビアの San Vicente 銀・亜鉛鉱山の拡張に着手する計画を示した。

6. 我が国との関係

（1）日本への輸出

①亜鉛精鉱

2013 年は総輸入量 99.4 万 t に対して 24.6 万 t（24.7%）であり、豪州の 29.5 万 t（29.7%）に次ぐ第 2 位の輸入相手国となっている。

②鉛精鉱

2013 年は総輸入量 15.0 万 t に対して 2.3 万 t（15.0%）であり、豪州 6.5 万 t（43.4%）、ペルー 2.8 万 t（18.9%）、米国 2.7 万 t（18.0%）に次ぐ第 4 位の輸入相手国となっている。

表 6-1. 日本への精鉱輸出量

鉱　種	2011 年	2012 年	2013 年	対前年増減比（%）
亜鉛 鉱石(千 t)	156.6	214.5	245.9	14.6%
鉛 鉱石(千 t)	33.3	21.8	22.5	3.2%

（出典：財務省貿易統計）

(2) 日本企業による投資状況等

San Cristobal 鉱山はラパスの南方 500km、ボリビア南西部のポトシ県の標高 3,800～4,500mの高地に位置する露天掘りの亜鉛・銀・鉛鉱山である。世界規模の鉱山になると期待された本鉱床の開発は、市況の低迷もあり長らく開発準備中の状況にあったが、2004 年 12 月に本鉱床を保有する Apex Silver 社（米）が同鉱床の開発を決定した。また、2006 年 9 月には、住友商事が本プロジェクトへの資本参加を決定し、2 億 2,400 万 US$＋出来高払で 35%の権益を取得した。

その後、2007 年 8 月に生産を開始し、同年 10 月、亜鉛精鉱 9,100 t をチリの Mejillones 港からアジア向けに出荷した。2009 年 3 月には、住友商事と Apex Silver 社との間で同鉱山の開発及び生産会社である Minera San Cristobal S.A.の株式譲渡契約が発効となり、同社は住友商事の完全子会社となった。

同鉱山の鉱量は 2.5 億 t で、品位は亜鉛 1.535%、鉛 0.53%、銀 55.1g/t で、マインライフは 16 年であり、2013 年は亜鉛 19 万 3 千 t 、鉛 5 万 5 千 t 、銀 390 t を生産した（データは鉱業冶金省）。

また、Minera San Cristobal 社は、2011 年 9 月、2010 年に建設を開始した鉱石のストックパイルを覆うドーム型の屋根の建設を 2011 年 9 月に完成した。ドーム型屋根は、ストックパイル周辺の環境汚染や悪影響の防止を目的としたものであり、直径 140m、高さ 59mで、1,000 万 US$が投じられた。環境に配慮した屋根の建設は、ボリビア国内では初めての例となった。

7. その他トピックス

(1) Karachipampa 鉛・銀製錬所

Karachipampa 鉛・銀製錬所は、1983 年に当時のボリビア政府により 5 億 US$をかけて建設されたものの、原料となる精鉱の供給不足からその後稼働開始が遅れている。

2005 年に COMIBOL とカナダの Atlas Precious Metals 社が、35:65 の権益比率で同製錬所の操業に関する JV 契約を締結した。しかしながら、Atlas Precious Metals 社による投資が進まないことを理由に、政府は 2010 年 7 月に 85 万 US$の保険金を徴収したことを明らかにした。また、これを契機に同社は COMIBOL との契約解消を申し出て、結局、同社は政府から 75 万 US$を受領し、同製錬所は COMIBOL に引き渡された。

政府は、2011 年 1 月に同製錬所の稼働の第 1 フェーズに 700 万 US$を投じるとの計画を公表していたが、原料となる精鉱の供給不足が同製錬所の最大の課題となっていた。

同製錬所は、2012 年 1 月、鉛・銀精鉱の購入に最大で 6,000 万 US$を充てることを明らかにした。さらに精鉱の供給に関し、銀や鉛を含めた国際金属価格の上昇によって、多くの小規模鉱山が操業を再開し、その生産物を同製錬所に販売するとの見方を示した。また、同製錬所は鉛や銀の精鉱生産を行う 2 つの鉱山を操業する Sinchi Wayra 社とも JV 契約を結んでおり、同社からも精鉱を購入することになり、精鉱供給の問題は解決済みであるとした。

なお、プラントの再稼働には 3,700 万 US$の資金を要するとされている。同製錬所は、年間 5 万 2,000t の鉛・銀精鉱を処理する能力を有するが、2012 年下半期に、70%の処理能力で操業を開始する見込みであった。同製錬所は操業開始から 6 ヶ月～8 ヶ月後にはフル生産体制に入るとされていたが、2014

年 10 月 25 日現在、稼働を開始していない。

(2) COMIBOL の臨時総裁に Marcelino Quispe 氏

2013 年 6 月、Virreira 鉱業冶金大臣は、COMIBOL の Édgar Pinto 総裁を交代させ、同日新たに総裁として Édgar Hurtado 氏が就任した。

しかし、その２ヶ月後、COMIBOL 職員が 8%の賃金アップを求めた無期限ストライキ中の 2013 年 8 月、同大臣は、Edgar Hurtado 総裁に代えて Marcelino Quispe 氏を COMIBOL の臨時総裁に任命した。

同大臣は、この総裁交替は COMIBOL 改革の一環であるとし、COMBIOL 改革には従業員の給料アップや、ボリビア鉱業強化のための専門家集団育成が含まれ、この改革により、内部に優秀な専門家を配置して COMIBOL を世界水準にレベルアップさせ、高給を実現すると述べた。

新総裁の Quispe 氏は鉱山技師で、臨時総裁就任前は同公社の局長を務めていた。

(3) Llanos 新鉱業生産開発次官が就任

2014 年 2 月 27 日に死去した Elías 鉱業生産開発次官に替わり、2014 年 3 月、Víctor Hugo Llanos 新次官が就任した。Llanos 新次官は鉱山技師で、COMIBOL 鉱山公社のほか、鉱業冶金省の Potosi 県事務所にも勤務した経験を有する。

死去した Elías 前次官は、2012 年 11 月にやはり闘病の末死去した Freddy Beltrán Robles 元次官に替わって次官職を務めていた。

(4) Navarro 鉱業冶金大臣が就任

2014 年 4 月初旬、鉱業組合と民間企業との契約を認めないとする新鉱業法に反対する鉱業組合系労働者らが抗議の道路封鎖を行って警察と衝突、死者 4 名が発生する事態となった。

このような状況の中、2014 年 4 月 8 日、Morales 大統領は Mario Virreira 前鉱業冶金大臣を解任し、新たに Cesar Navarro 大臣を任命した。

Morales 大統領は「Virreira 前大臣の仕事ぶりを遺憾に思う。鉱業冶金省内に、ボリビア国民の利益を損なう個人的、組織的な私利私欲を優先する動きが存在していた。」とコメントした。

大統領は、問題の新鉱業法の当該条項は協同組合に対して民間企業との契約を許可するもので、これは本来国家が持つ決定権限を組合に与えるものであり、違憲であるとの考えを示した。

さらに大統領は、鉱業組合と民間企業の間で不正な契約が取り交わされていたことが明らかになったとし、天然資源採掘に関する不正契約の締結は違憲であり、国家反逆罪として処罰されるべきだとの考えを示した。

（2014.10.27　リマ事務所　岨中真洋）